

東大阪市介護保険事業者等指導実施要綱新旧対照表

新	旧
<p>(指導の実施方法等)</p> <p>第4条 指導は、集団指導及び<u>運営指導</u>の方法により行う。</p> <p>2 集団指導は、市長が指定又は許可の権限を有するサービス事業者を、必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習会方式により<u>行い、又はオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）を活用する方法により行う。</u></p> <p>3 <u>運営指導は、サービス事業者の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行うことを原則とする。ただし、運営体制に関する指導及び介護報酬の請求の適正実施に関する指導に係る事項の内容の確</u></p>	<p>(指導の実施方法等)</p> <p>第4条 指導は、集団指導及び<u>実地指導</u>の方法により行う。</p> <p>2 集団指導は、市長が指定又は許可の権限を有するサービス事業者を、必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習会方式により<u>行う。</u></p> <p>3 <u>実地指導は、サービス事業者の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。</u></p>

認については、オンライン等を活用することができる。

4 集団指導及び運営指導は、本市が単独で行うほか、厚生労働省、大阪府又は近隣の市町村等と合同で行うことができる。この場合においては、相互に連携を図り、必要な情報交換を行うことにより適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

(指導対象の選定)

第5条 指導は、全てのサービス事業者を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、一定の計画に基づいて、次に掲げる基準により、指導対象を選定する。

(1) (略)

(2) 運営指導の選定基準 運営指導は、運営及び介護報酬の請求の指導等を目的として、サービス事業者を計画的に選

4 集団指導及び実地指導は、本市が単独で行うほか、厚生労働省、大阪府又は近隣の市町村等と合同で行うことができる。この場合においては、相互に連携を図り、必要な情報交換を行うことにより適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

(指導対象の選定)

第5条 指導は、全てのサービス事業者を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、一定の計画に基づいて、次に掲げる基準により、指導対象を選定する。

(1) (略)

(2) 実地指導の選定基準 実地指導は、運営及び介護報酬の請求の指導等を目的として、サービス事業者を計画的に選

定する。

(指導の実施通知)

第6条 市長は、集団指導の対象となるサービス事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者へ通知する。

2 市長は、運営指導の対象となるサービス事業者を決定したときは、あらかじめ運営指導の根拠規定、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該サービス事業者へ通知する。ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に通知する。

定する。

(指導の実施通知)

第6条 市長は、集団指導の対象となるサービス事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者へ通知する。

2 市長は、実地指導の対象となるサービス事業者を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該サービス事業者へ通知する。ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に通知する。

(指導結果の通知)

第7条 市長は、運営指導の結果、人員、設備若しくは運営について改善を要すると認められる事項又は介護報酬の請求について過誤による調整を要すると認められる事項がある場合には、後日、運営指導結果通知書により当該サービス事業者に通知する。

2 市長は、前項の規定により通知した事項について、期限を付して当該サービス事業者から運営指導改善報告書により報告を求める。

(自主点検の指導等)

第8条 市長は、運営指導において、介護報酬の請求に関し過誤が確認されたときは、当該サービス事業者に対し、サービス提供を行った全ての事例に関して、当該過誤と同様

(指導結果の通知)

第7条 市長は、実地指導の結果、人員、設備若しくは運営について改善を要すると認められる事項又は介護報酬の請求について過誤による調整を要すると認められる事項がある場合には、後日、実地指導結果通知書により当該サービス事業者に通知する。

2 市長は、前項の規定により通知した事項について、期限を付して当該サービス事業者から実地指導改善報告書により報告を求める。

(自主点検の指導等)

第8条 市長は、実地指導において、介護報酬の請求に関し過誤が確認されたときは、当該サービス事業者に対し、サービス提供を行った全ての事例に関して、当該過誤と同様

の過誤がないかどうかを自主的に点検させるものとする。

2 (略)

(監査への変更)

第9条 市長は、運営指導を実施中に次に掲げる場合に該当

すると認めるときは、運営指導を中止し、直ちに東大阪市

介護保険事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査

を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基

準等を定める条例、東大阪市訪問型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める要綱又は東大阪市通所

型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定

める要綱に定める基準に従っていない状況が著しいと認め

られる場合又はその疑いがあると認められる場合

の過誤がないかどうかを自主的に点検させるものとする。

2 (略)

(監査への変更)

第9条 市長は、実地指導において、次に掲げる場合に該当

すると認めるときは、実地指導を中止し、直ちに東大阪市

介護保険事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査

を行うものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者又は入所者等の

生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断し

た場合

(2) 介護報酬の請求について、不正を行っていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に
危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく
不正な請求と認められる場合